

インフルエンザ・新型コロナ予防接種

65歳以上の人を対象に実施します

10月1日(木)から65歳以上の人を対象にした、インフルエンザと新型コロナの予防接種が始まります。接種を希望する人は、実施医療機関で接種を受けてください。

接種期間

●インフルエンザ予防接種

▶裾野市、沼津市、長泉町、清水町の医療機関

時 10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

▶三島市の医療機関

時 10月1日(木)～令和9年2月28日(日)

▶御殿場市、小山町の医療機関

時 10月1日(木)～令和9年1月30日(土)

●新型コロナ予防接種

▶裾野市、沼津市、御殿場市、長泉町、清水町、小山町の医療機関

時 10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

▶三島市の医療機関

時 10月1日(木)～令和9年2月28日(日)

実施医療機関

接種券に同封されている説明書の裏面に記載

接種の対象者

市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

①予防接種を受ける日に満65歳以上の人

②予防接種を受ける日に満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障がいがある人のうち、身体障害者手帳1級または同程度の障がいがある人

接種券の送付

対象者には個別に接種券を送付します。

接種費用

●インフルエンザ予防接種：1,500円

●新型コロナ予防接種：10,000円

ただし、生活保護法による被保護世帯の人は費用を免除します。健康推進課または総合福祉課で申請してください。

☎健康推進課 992-5711



国民年金保険料の育児免除制度

実子、養子を育てている方は、育児のための免除制度を利用できます

令和8年10月1日から1歳になるまでの子を養育する人の国民年金保険料の納付を免除される制度が始まります。

育児免除制度の特徴

- ①育児免除された期間は、国民年金保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- ②育児免除期間中も付加保険料を納付することができます。

対象者

次の①および②の要件を満たしている国民年金第1号被保険者で、1歳になるまでの子を養育する実父母または養父母

①子と親子関係が継続している

②子と同一の住所

免除となる期間

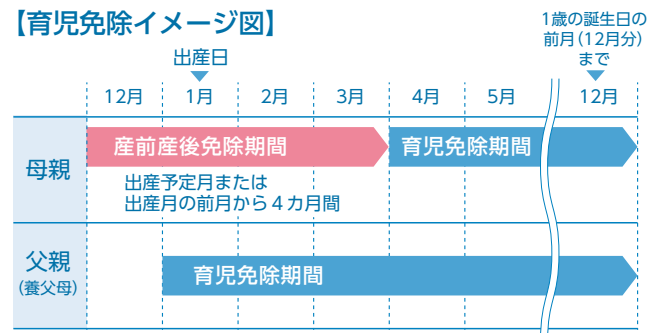
①実母の場合▶産前産後免除期間に続く9カ月間

②実父又は養父母の場合▶子を養育することになった

月から、子が1歳になる誕生日の前月まで

※①②いずれの場合も、令和8年10月1日以降の期間に限ります。

【育児免除イメージ図】



手続き

国保年金課または沼津年金事務所へ相談してください。

☎国保年金課 995-1813

☎沼津年金事務所 921-2201

